

執行濫用と民事執行法 153 条 1 項による差押範囲変更の申立て

【文献種別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 8 月 26 日

【事件番号】 令和 2 年（ラ）第 1266 号

【事件名】 差押禁止債権の範囲変更申立却下決定に対する執行抗告事件

【裁判結果】 抗告棄却

【参照法令】 民事執行法 153 条

【掲載誌】 金法 2163 号 67 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25569847

日本大学准教授 吉田純平

事実の概要

XとYは、夫婦であったが、Z会社を設立し、同社発行済株式総数の2分の1ずつの株式を保有している。同社の代表者は、設立時以来、Yである。XとYは、平成28年3月4日に離婚した。

Xは、平成30年10月25日、Zを被告として東京地裁に、取締役解任請求訴訟を提起した。

Yは、令和2年1月27日、Xらに対する建物明渡等請求事件に係る確定判決及び執行費用額確定処分（以下、「本件債務名義」）に基づき、Xが保有する株式につき、差押命令の申立てをし、令和2年2月10日、本件差押命令が発令され、X及びZに送達された。

Xは、令和2年5月25日、Zを被告として会社解散請求訴訟を提起した。

Xは、令和2年6月12日、民事執行法167条1項、同153条1項に基づき、本件差押命令の取消しを求める申立てをしたが、東京地裁は、同年7月2日、上記申立てを却下する旨の原決定をした。

Xは、令和2年7月7日、東京地裁に、Yを被告として、本件債務名義による強制執行の不許を求めて請求異議の訴え及び本件差押命令に係る強制執行停止の申立てをした。

東京地裁は、Xが申し立てた強制執行停止の申立てにつき、Xに200万円の立担保を命じたが、担保を提供すべき期間内に担保が提供されなかったとして、令和2年7月22日、当該申立てを却下した。

Xは、令和2年7月8日、原決定を不服として、本件執行抗告をした。

Xの抗告理由は、次のような内容であった。

「民事執行法153条1項は、経済的に困窮する債務者に対する生活保障の観点から、一般的には、生計維持に必要な財産の確保を認める趣旨であって、本件のような事案を典型的には想定していないのかもしれない。しかし、本件のように、経済的に困窮する原告人（X）が、取締役解任訴訟及び会社解散請求訴訟を維持してZの株主としての権利ないし利益を回復するため、本件差押命令の取消しを必要とする事案においては、上記事情を民事執行法153条1項の『その他の事情』に含めて同条の適用を認め、原決定の取消し及び濫用的な申立てに基づく本件差押命令の取消しを認めるべきである。」

決定の要旨

抗告棄却。

本決定は、原決定の理由に加えて次のように判断した。

「Xは、抗告理由においても、本件差押命令は、強制執行の本来の目的を離れた不当な目的によるものである旨主張しているところ、このような場合は、請求異議訴訟の手続によって争うべきである。民事執行法167条1項が準用する同法153条1項による差押命令の取消しは、本来差押えによって生じた不利益を債務者の生活保障の観点からは是正し、生計維持に必要な財産を確保するための制度であり、たとえXが経済的に困窮しているとしても、Xの主張する事情が、差押命令を取り消すべき『債務者及び債権者の生活の状況その他の事情』に当たらないことは明らかである。」

判例の解説

一 問題の所在

給料債権等の特定の金銭債権に対する差押えに際しては、債務者の最低限の生活を保障するために、差押禁止債権が規定されている（民執152条）。差押禁止の範囲は、原則として「支払期に受けるべき給付（通説によればいわゆる手取額）」の4分の3に相当する部分である（民執152条1項柱書カッコ外）。ただ、このような画一的な差押禁止の規定では、債務者の具体的な事情に即した十分な保護をすることができない場合がありうる¹⁾。そこで、民事執行法153条は、個別の事案の具体的な事情への適用のため、執行裁判所の裁量による差押禁止範囲の変更について規定する。すなわち、執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部もしくは一部を取り消し、又は民執152条により差押禁止とされる部分について差押命令を発することができる（民執153条1項、以下では係る申立てを「変更の申立て」と表記する。）²⁾。

本来債務者保護の機能を有すべき変更の申立てについては、その件数が少なく、あまり制度が用いられていないことが指摘されていた³⁾。その理由としては、一般的に弁護士に依頼することがない執行債務者が変更の申立ての可能性を知らないことが多い点、そして、差押命令が債務者に送達されて1週間が経過すると取立権が発生することとなっていたが、この1週間に変更の申立てをすることが事実上困難である点が挙げられていた。そこで、令和元年の民事執行法改正において、債権の差押命令の債務者の送達に際して変更の申立てができる旨を教示しなければならないこと（民執145条4項）、及び被差押債権が差押禁止債権である場合には取立権の発生を債務者に対する差押命令の送達された日から4週間経過したときとされた（民執155条2項）。本改正後、変更の申立て件数は増加したようである⁴⁾。これに伴って、同条の適用を巡る裁判例が多く公表されることが予想されるが、本件もその一つである。

本件は、債務者が保有する株式について差押えがなされたのに対して、差押えが強制執行の本来の目的を離れた不当な目的によるものであることを主張して民執153条による差押命令の取消しを求めたものである。このような申立ては、同条

の趣旨・目的（具体的な状況に合致した債務者の最低限の生活の保障）に適うのか、そして変更の申立ての対象となるかが問題となる。本決定は、上記のような主張は請求異議訴訟において争うべきものであり、変更の申立てが対象とする「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」に当たらないと判示したものである。

二 裁判例

ここでは、どのような場合に変更の申立てが問題となるかを俯瞰するため、上記問題に限らず、民執153条に関して公表されている裁判例を確認しておく。それらは、以下のように分類することができる。

1 差押禁止範囲の拡張に関する事件

まず、債務者による差押禁止範囲の拡張を求めた申立てについては、以下の裁判例がある。

①大阪高決昭59・10・5判タ542号212頁、②札幌高決昭60・1・21判タ554号209頁、③仙台地決平4・1・17判タ797号262頁、④奈良地決平7・2・16判時1557号116頁、⑤東京高決平10・8・31判時1663号111頁、⑥東京高決平17・6・24判タ1194号286頁、⑦横浜地決平19・12・26判タ1270号438頁、⑧東京高決平22・3・3判タ1328号237頁、⑨東京地決平25・10・9判タ1418号274頁、⑩東京高決令2・9・11金法2163号67頁。これらの裁判例では、債務者の経済的状況の他にも、様々な債務者の事情が考慮されている（後掲三2）。

2 差押禁止債権が預金債権に転化した場合の変更の申立てに関する事件

また、差押禁止債権が預金債権等の一般債権に転化した場合に債務者による変更の申立てがなされたものとしていくつか裁判例があるが、ここでは省略する。ただ、最近注目されるものとして、コロナ禍における種々の給付金が預金債権に転化した場合に変更の申立てがなされた裁判例として以下のものが公表されている。

⑪大阪地決令2・9・17判時2481号13頁（債務者が生活福祉資金貸付制度に基づいて社会福祉協議会から貸付けを受けた資金）、⑫東京地決令2・9・3金法2163号67頁、東京地決令2・10・30金法2163号67頁（新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金・生活支援目的の貸付金）、⑬神戸地決令2・11・19金法2157号63頁（持続化給付金）。

3 差押え範囲の拡張に関する事件

債権者により差押禁止範囲の縮減が申し立てられた事案として、以下のようなものがある（内容については後掲32）。

⑭東京地決平3・8・16判時1399号107頁、
⑮東京地決平4・2・4判タ783号265頁、⑯仙台地決平6・4・6判時1521号113頁、⑰大阪高決平7・4・17判時1555号63頁。

三 民執153条適用の要件

1 対象となる差押命令

本件においては、株式に対する差押えがなされている⁵⁾。この点、民執153条による差押命令の取消し・変更の対象となりうるか⁶⁾。債務者が差押命令の取消し・変更を求めて申し立てをする場合、その対象となるのは、民執152条に規定された差押禁止債権に限られず、すべての金銭債権に対する差押命令を対象となることは、民執153条1項の文言から明らかである⁷⁾。差押禁止債権が振込みにより預金債権に転化した場合に、預金債権に対する差押えに際して変更の申し立てを認める必要があること等からも、このことは是認される。そして、本件におけるような「その他の財産権」の差押命令も適用の対象となりうる（民執167条1項）⁸⁾。ただし、当然ながら、当該差押命令の変更が本条の趣旨に照らして必要なものであることが要求される。

2 「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」

この必要性は、民執153条が「債務者及び債権者の生活その他の事情」を考慮する旨の文言に表れている。この事情を一般化し、又はすべての事情を列挙することはできないから、実際の申し立てに基づく裁判所の運用を待つほかないが、これまでの裁判例等を基に簡単に確認しておく。

まず、「債務者の生活」については、「現在の一般的な生活水準に比較して、債務者が差押えによって著しい支障を生じない程度 of 生活水準を確保し得るか否か」が基準となる⁹⁾。これは、旧法の「差押二因り債務者カ其生活上回復スルコト能ハサル窮迫ノ状態ニ陥ルノ恐アル場合」と比べて緩やかな基準であるといえる。その考慮要素となるものとして、たとえば上記①決定によれば、給料収入、年齢、家族、生計費といった生活状況が挙げられるが、そのほかに、債務者が長年給料債

権を放置して受け取らないこと、破産して免責を受ける可能性があること等の状況が問題となった（上記④、⑤決定）¹⁰⁾。

次に、「債権者の状況」は、主に差押禁止範囲の縮減の申し立ての際に問題となるが、債権者の生活の困窮、請求債権が不法行為に基づく損害賠償請求権であることが挙げられる¹¹⁾。さらに、「その他の事情」としては、債務者の誠実性等が挙げられる（上記⑦決定）¹²⁾。

本件では、債務者が生活に困窮している旨の主張はあるが、この点ではなく、債務者が有する株式を執行の対象とすることが濫用的な執行であることが主に主張されており、たしかにこれらの要件を満たさないようにも思われる。

四 執行濫用に対する救済方法

本件は、権利濫用を理由として変更の申し立てをすることの可否が問題となった。強制執行が権利濫用に当たる場合に、債務者にいかなる救済手段が認められるか。これについて、判例は、本決定が述べるように、請求異議の訴えによるべきとしている（最判昭37・5・24民集16巻5号1157頁等）¹³⁾。

ところで、国家による執行上の強制は、一般の道徳心を傷つけるような苛酷な措置であってはならない。これを苛酷執行の禁止、又は執行濫用の禁止という。たとえば、債務者又はその親族の生命・健康を直接危険にさらすような執行処分がこれに当たる。民事執行法には直接これを禁止する規定はないが、無益な差押えの禁止（民執63条、130条）、差押禁止の規定（民執131条、152条）、差押禁止範囲の拡張に関する規定（民執132条、153条）、債務者が支払い能力を欠く場合の扶養料等債権についての間接強制の禁止（民執167条の15第1項ただし書）、不動産の明渡執行における明渡しの催告（民執168条の2）は、この趣旨を含むものである¹⁴⁾。民執153条の変更の申し立てについてみると、給料債権等の差押えによって債務者の最低限の生活に支障が生じる場合に、毎月の支払額を減額することによって、いわば時間的な猶予を与えることで債務者を保護するものである。また、給料債権等以外の債権の差押えに際しても、それが債務者にとって苛酷な結果となる場合には、差押えを取り消して当該執行処分を禁止するものである。このように、執行濫用に対す

る救済の規定は、債務者の具体的事情を考慮して執行の実施を規制することにより執行の弾力化を図るものである¹⁵⁾。

本件では、債務名義に係る執行債権の実体的正当性とは全く無関係に、債務者が所有する株式が執行の対象とされたことの正当性が問題となった¹⁶⁾。このような執行債権の存否及び内容、ならびにある債務名義に基づく強制執行一般が問題となるのではなく、ただ特定の執行処分の苛酷が問題となる場合には、請求異議の訴えは救済方法としてはむしろ不相当である。債務名義に係る請求権が問題となるわけではなく、また、簡易に執行の柔軟な運用により債務者を適度に保護することが求められるとき、請求異議の訴えは債務者には過度な負担となるし、目的には合わないからである。その点、変更の申立てがよりその趣旨に適合しているように思われる¹⁷⁾。

特定の財産に対する強制執行が、執行対象の選択という観点から執行濫用となりうるか。きわめて少額の債権に基づく不動産、又は多額の債権に対する差押えは、執行濫用と評価される¹⁸⁾。本件の株式に対する差押えも、債務者への苛酷が確認されているならば、民執 153 条に基づいて取り消される余地があろう。

●—注

- 1) 滞納処分における差押禁止債権については、債務者の具体的な生活状況にその範囲を対応させる規定となっている。国税徴収法第 76 条 1 項、国税徴収法施行令第 34 条参照。
- 2) 差押禁止範囲の縮減も可能であるから、債務者保護のみを目的としているのではなく、債権者及び債務者を取り巻く様々な状況に執行手続を適応させることが本条の趣旨である、とするのがより正しいだろう。
- 3) 内野宗揮ほか『Q&A 令和元年改正民事執行法制』（金融財政事情研究会、2020 年）300 頁など。
- 4) 相澤聡「大阪地裁における改正民事執行法の運用状況」金法 2161 号 20 頁以下、剣持淳子＝中西永「令和元年改正民事執行法施行 1 年を経過して」判例秘書ジャーナル文献番号 HJ100114。
- 5) 株券が発行されている場合には不動産執行の方法によるが、株券が発行されていない場合には、民執 167 条によるその他の財産権に対する強制執行として株式自体への執行によるべきとするのが通説である。東京地決平 4・6・26 判タ 794 号 255 頁。伊藤真＝園尾隆司編『条解民事執行法』（弘文堂、2019 年）1435 頁〔杉山悦子〕。
- 6) 対象が差押禁止債権ではないので、差押禁止範囲の変更ではない。

- 7) これに対して、債権者が申し立てられるのは、民執 152 条の規定により差し押さえてならない債権の部分についてのみである。
- 8) 動産の引渡請求権に対する差押命令等も同様である。香川保一監修『注釈民事執行法 (6)』（きんざい、1995 年）399 頁〔宇佐見隆男〕。
- 9) 鈴木＝三ヶ月編『注解民事執行法 (4)』（第一法規、1986 年）539 頁〔五十部豊久〕。
- 10) 上田正俊「判批」別冊ジュリ 127 号 160 頁。
- 11) 旧法では、「債権者の経済に甚だしい影響を及ぼさない」ことが要件とされていた。
- 12) 旧法では、「債務者が誠実で債務履行の意思があること」が要件とされていた。しかし、債務者の人格的な誠実性を問題にするべきではないとする見解もある。前掲注 9) 539 頁〔五十部〕。
- 13) 最近では、傍論としてはあるが、前訴の口頭弁論終結後の事情の変動により確定判決に基づく強制執行が権利の濫用となるかについて、最判令元・9・13 集民 262 号 89 頁がある。
- 14) 山木戸克己「判批」民商 48 巻 2 号 124 頁。ドイツ民事訴訟法 765 a 条は、一般的に苛酷執行を禁止して、「強制執行の処分が、債権者の保護の必要性を十分に尊重しても、なお全く特別な事情のために、善良な風俗と調和しない過酷なものであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、強制執行の処分の全部もしくは一部を取り消し、禁止し、又は一時停止することができる。」と規定する。
- 15) 三ヶ月章「強制執行と滞納処分の統一的理解」『民事訴訟法研究 2 巻』（有斐閣、1962 年）138 頁。
- 16) なお、前掲昭和 37 年判決の事案では、確定判決において認められた不法行為に基づく損害賠償請求権と基準時後の事情の変更が問題となったものである。
- 17) 債権差押命令に対する執行抗告（民執 145 条 5 項）も可能である。子の引渡しを命ずる審判を債務名義とする間接強制の申立てについて権利の濫用に当たるとして間接強制決定に対する執行抗告を認めたものとして、最決平 31・4・26 判タ 1461 号 23 頁がある。ただ、変更の申立ては手数料を要しない点で、変更の申立てはより債務者にとっては有効な救済措置といえる。前掲注 8) 403 頁〔宇佐見〕。なお、剣持＝中西・前掲注 4) によれば、東京地裁における令和 2 年の新受件数 66 件のうち 5 件が、請求異議事由等の本来差押範囲変更の理由とならないものを理由としたものとして 4 件却下、1 件不判断（基本事件終局により判断に至らなかったもの）とされている。
- 18) たしかに、特定の財産に限定して債務名義の執行力の排除を求める請求異議の訴えの可能性も認められるが、債務者の救済手段がこれに限定されるかが検討されなければならない。東京高判平 7・5・29 判時 1535 号 85 頁、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021 年）228 頁。